

(様式第3号)

パブリックコメント（意見公募） 手続による意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	千歳市下水道事業経営計画（素案）	
2	意見募集期間	令和4年1月6日（木）～2月4日（金）	
3	意見の件数（提出者数）	9 件（ 1 人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	0 件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	4 件
		③ 今後の参考とするもの	1 件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	4 件
5	意見の受け取り方法	電子メール	0 人
		郵送	0 人
		ファクシミリ	1 人
		意見箱	0 人
		直接持参	0 人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	<p>上・下水道を制する者は自治体を制す。環境センターのゴミ処理・リサイクルと共に入口と出口を制する。これが市の上位計画の位置づけの1位ととらえ、面積と人口が将来見えてくる。</p>	1	<p>分類～③</p> <p>下水道事業経営計画は、下水道サービスの安定的、かつ、持続的な提供の実現を目指すための中長期的な経営の基本計画であり、また、本市のまちづくりの最上位計画である「第7期総合計画」のもと、今後10年間の事業運営の方針を示す経営の基本計画であります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>耐震化性能2を確保とある。新耐震基準なのか。</p>	1	<p>分類～④</p> <p>下水道施設の耐震設計は、一般的に建築物を対象としている新耐震基準ではなく、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、平成26年度に改定された耐震対策指針を運用しています。</p> <p>「耐震性能1」とは、下水道施設の供用期間内に1～2度発生する確率の地震動（震度6）が起きた場合、施設の修復をせず、本来の機能を確保できる施設のことであり、また、「耐震性能2」とは、下水道施設の供用期間内に発生する確率が非常に低い大きな地震動（震度7）が起きた場合、施設が損傷を受けても速やかな機能回復が可能な施設のことです。浄化センターの管理棟などは「耐震性能1」、浄化センターの雨水滞水池やスラッジセンターは「耐震性能2」を確保しています。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
3	管路は場所による構造、工法は一律でよいのか。	1	<p>分類～④</p> <p>下水道管路の構造は、施工する箇所の下水量に応じた管種及び管径とし、また、工法は、土質や地下水の状況、交通量などを踏まえ、管路を敷設しております。</p>
4	分流化のけいぞくはなるほど。	1	<p>分類～②</p> <p>公共用水域の水質保全の観点から、今後も合流式下水道の分流化を実施してまいります。</p>
5	個別排水は設置数を増やす。	1	<p>分類～④</p> <p>個別排水処理施設整備事業は、農村地区を中心とする下水道処理区域外の地域において、住宅のトイレの水洗化や新築を行う場合、居住者又は所有者からの申込みにより、合併処理浄化槽を市が設置する事業です。</p> <p>申込みに応じて市が浄化槽を設置するものでありますことから、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全等のため、引き続き浄化槽設置の啓発に努めてまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
6	SDGs の 17 項目を取り入れたものにする。	1	<p>分類～②</p> <p>下水道事業経営計画では、衛生的で快適な生活環境を行うため、下水道サービスの安定的、かつ、持続的な提供の実現を目指しており、SDGs の 17 の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」の取組を取り入れております。</p>
7	企業債の活用は不可欠。	1	<p>分類～②</p> <p>下水道施設は今後、老朽化に伴う更新費用が増加することが見込まれていることから、施設の重要度・優先度を踏まえた計画的な更新を行うこととしており、その際、事業費の財源として企業債を活用することとしております。</p>
8	留保金の残高、国・道の補助率と一般会計繰入額とのかねあいの中で給与水準の維持が重要。	1	<p>分類～④</p> <p>水道局職員の給与は、市長部局等と同様に国家公務員の給与体系・水準に準拠しております。</p> <p>また、水道事業経営計画における職員給与費の試算は、令和 3 年度に在職する職員について、給与改定は見込まず、定期昇給等を考慮して計上しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
9	上・下水道事業は一体事業である。	1	<p>分類～②</p> <p>本市では、平成12年4月に下水道事業が地方公営企業法を適用したことに併せて、水道事業と下水道事業の組織を統合したところではありますが、各事業の経営については、同法の規定に基づき、事業ごとに別の会計を設けて行うことが義務付けられているものであります。</p> <p>今後も、業務の効率化や省力化に取り組むとともに、適切な事業運営を行ってまいります。</p>